

議第 74 号

下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 4 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症に被用者が感染した場合等に支給する傷病手当金制度を岐阜県後期高齢者医療広域連合が新設することに伴い、市が行う事務に当該申請の受付事務を追加するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

下呂市後期高齢者医療に関する条例(平成20年下呂市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に伴う市において行う事務)</u></p> <p>第3条 市は、第2条に規定する事務のほか、<u>広域連合条例附則第15条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を行うものとする。</u></p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

新型コロナウイルス感染症に被用者が感染した場合等に支給する傷病手当金制度を岐阜県後期高齢者医療広域連合が新設することに伴い、市が行う事務に当該申請の受付事務を追加するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 岐阜県後期高齢者医療広域連合が新設する傷病手当金制度に関する申請書の受付事務を行います。

(制定附則第3条関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)